

《給水台帳及び配管図等の閲覧・写しの交付について》

● お客様へ

給水台帳及び配管図等の閲覧・写しの交付が必要な場合は、『給水台帳及び竣工図等の閲覧・写しの交付申請書』で申請をお願いします。ただし、法人の方の場合は社判で申請を、個人の方の場合は個人印で申請をお願いします。

● 閲覧・写しの交付について申請書、及び委任状の有無について

- (1) 給水台帳に記載されている情報は、個人情報です。このため、給水装置所有者以外の方は、委任状が必要となります。(申請書内に書面があります)
- (2) 公道埋設の配管図の写しの交付にあたっては、申請書が必要ですが、社判、及び個人印は省略し、委任状は必要ありません。窓口に、配水管布設図があり、閲覧することができます。閲覧だけの場合は、申請書は必要ありません。
- (3) 竣工図、及び連合管台帳の閲覧・写しの交付は、申請書に社判、及び個人印が必要になり、委任状は必要ありません。

● 所有者の委任の確認

給水台帳及び竣工図等の閲覧・写しの交付申請書の委任状欄に以下の記入があることを確認します。

(1) 個人・法人所有の給水装置の場合

所有者の委任の確認により提供します。

(2) 共有の給水装置の場合

代表者(共有する者の中から「代表者選定(変更)届」により選定された者)の委任の確認により提供します。

● 所有者の名義について

委任状欄には、現在の所有者名を記入してください。なお、記入された現在の所有者名と三条市が保管している給水台帳の所有者(名義)が異なる場合は、『給水装置所有者変更届』を提出してください。

● 水栓番号・メーター番号欄の記入について

給水装置の設置場所を確認するため、水栓番号・メーター番号を記入してください。

水栓番号・メーター番号が不明な場合や解体等により家屋が存在しない物件については、場所が特定できる位置図を添付してください。

● 申請者(来庁者)のご本人確認について

ご本人確認をさせていただくため、ご本人であることが証明できるものをご持参ください。

● 給水台帳の情報の正確性について

三条市が保有する情報は申込又は届出に基づくものであり、原則として申込又は届出がない限り情報を更新することができません。

このため、給水装置工事が申し込まれていない場合や適正に手続きが完了していない場合及び時間の経過により情報が古くなっている場合など、三条市が保有する情報と現地の状況が一致しない場合もありますので、現地調査などにより確認をお願いします。

● 写しの交付費用について

片面1枚あたり

	白 黒	カラー
A 4	1 0 円	5 0 円
A 3	1 0 円	5 0 円